

建設業者の皆さまへ

特定建設作業の届出は、お早めをお願いします！

騒音規制法、振動規制法や大阪府生活環境の保全等に関する条例では、特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、災害等の非常時を除き、**特定建設作業開始の7日前までに**（注1）市町村長に届け出なければなりません。

特定建設作業の届出をせず又は虚偽の届出をした者には、罰則規定があります（届出義務違反）。また、届出が遅れた場合も届出義務違反となりますので、届出は、お早めをお願いします。

（注1）「7日前までに」とは「中7日をあける」ことを意味します。

【参考】騒音規制法（抜粋）

（特定建設作業の実施の届出）

第14条 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

（罰則）

第31条 第7条第1項、第8条第1項若しくは第14条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

※**振動規制法（第14条・第26条）**や**大阪府生活環境の保全等に関する条例（第93条・第118条）**にも同様の規定があります。

☆特定建設作業の届出手続きや規制基準等については、「特定建設作業の届出と規制のあらまし」をご覧ください。

<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060981.html#jissi>

建設作業を行う際には、工事現場周辺的生活環境の保全に努めてください！

◎規制基準の遵守、騒音や振動等の防止対策

特定建設作業に伴って発生する騒音や振動については、規制基準を遵守するとともに、建設作業から発生する騒音、振動や粉じん等をより一層低減させるため、防音塀、防音パネル又は防音シート等の設置や適切に散水を行うなど防止対策を講じるよう努めてください。

◎周辺住民等への説明

周辺住民等に対し、できるだけ早い時期に、工事に係る計画内容を十分説明するとともに、建設作業において、周辺住民等から苦情が発生した場合には、誠意をもって苦情解決に努めてください。

◎石綿含有建材の使用調査

建築物等の解体、改造又は補修作業を行う場合は、石綿の有無について必ず事前に調査を行い、石綿があった場合だけでなく、なかった場合についても公衆の見やすい箇所に調査結果を表示してください。

☆建設作業における生活環境の保全等については、「建設作業に係る指導方針」をご覧ください。（<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000068906.html>）

【問い合わせ先（大阪市 環境局 各環境保全監視グループ）】

グループ名	所在地及び電話番号	所管行政区
北部環境保全監視	北区扇町2-1-27 北区役所 2階 TEL 06-6313-9550	北区、都島区、淀川区、東淀川区、旭区
東部環境保全監視	中央区久太郎町1-2-27 中央区役所 3階 TEL 06-6267-9922	中央区、天王寺区、浪速区、東成区、生野区、城東区、鶴見区
西部環境保全監視	港区市岡1-15-25 港区役所 4階 TEL 06-6576-9247	福島区、此花区、西区、港区、大正区、西淀川区
南東部環境保全監視	阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス 12階 TEL 06-6630-3433	阿倍野区、東住吉区、平野区
南西部環境保全監視	住之江区浜口東3-5-16 住之江保健福祉センター分館 TEL 06-4301-7248	住之江区、住吉区、西成区